

かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針（骨子【案】）

[かごしま食と農の県民条例 第21条に基づく基本方針]

第1 本県の食、農業及び農村をめぐる現状と課題

1 本県農業及び農村が果たす役割

- 地域経済を支える基幹産業
- 農村の生活、伝統文化の発展・継承に貢献し、多面的機能を有する
- 溫暖な気候や広大な畠地を生かし多様な農畜産物を生産し、我が国における食料供給基地として重要な役割

2 食、農業及び農村をめぐる現状と課題

- 農業経営体数の減少、慢性的な労働力不足、人口減少に伴う市場の縮小
- 農村は、都市に先駆けて人口減少・高齢化し、地域共同活動が停滞
- 世界的な人口増加に伴い食料需要が拡大しているほか、農業資材価格が高騰
- 気候変動、植物の病害虫や家畜の伝染性疾病のリスク
- 農業の持続的発展・所得向上のため、「稼ぐ力」の向上を引き出す必要
- 県民の健全な食生活の実現や農村の維持発展のため、県民の食・農業及び農村に対する理解を深める必要

第2 総合的かつ計画的に推進する施策

●：施策の基本方向

1 県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策

- あらゆる機会を通じて、県民に対する継続的な情報発信を強化
- グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実を図り、都市農村交流を促進
- 農畜産物の合理的価格に関して、農業者、消費者等の理解を促進

2 食育及び地産地消に関する施策

- 食育推進体制の更なる充実や、人材の育成等により食育活動を推進
- 学校給食や飲食店、ホテル等多様な分野との連携により、県内産農畜産物の活用を促進
- 県内産農畜産物の安定的かつ円滑な県内流通を可能にする体制づくりを推進

3 安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策

- 食品表示制度の遵守の必要性の啓発や監視指導の実施による食品表示の適正化を促進
- GAP認証取得支援や技術指導、実需者等への理解促進
- 家畜排せつ物など地域資源の堆肥化を進め、その利用を促進
- 草地等の飼料生産基盤の確保・強化や水田等での粗飼料の生産・利用拡大の取組を促進

4 環境への負荷の低減に関する施策

- 国内資源由来の肥料の普及、総合防除等の技術の確立・普及
- 有機農業への転換の推進や指導員の育成及び地域ぐるみでの取組を促進

5 担い手の確保及び育成に関する施策

- 就農相談、農高・農大での実践教育・研修の充実、市町村農業公社等と連携した就農支援など、一体的に推進
- 技術・経営の改善、法人化や経営継承等の取組を推進
- 集落営農の組織化・法人化や人材の確保・育成等の取組を促進

6 農業経営の支援を行う者の確保に関する施策

- 県内外における就業相談や、農業法人と就業希望者とのマッチングなど一体的に推進
- 新たな求人手法の普及促進や外国人材の円滑な受入などにより、多様な人材の確保・定着を推進
- 農業支援サービス事業体の新規立ち上げや事業拡大を促進

7 農地の有効利用及び確保に関する施策

- 農地中間管理事業等などを活用し、担い手へ農地を集積・集約化
- 農業振興地域制度の適切な運用により農用地区域内の優良農地を確保
- 農地の保全活動の支援等を通じた荒廃農地の発生防止・解消を推進

8 農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策

- 農地の大区画化や農作業の省力化に資する基盤整備を推進
- 水田の汎用化や畑かん施設の整備等による畠地の高機能化を推進
- 農業水利施設等の適期更新、維持管理の効率化・高度化等により施設の機能を持続的に保全
- 地域の関係者が連携し、施設を保全する体制づくりを促進

9 生産振興、販売、流通等に関する施策

- 農畜産物の需要動向、競合産地の生産・流通情報等を収集・提供し、これらに対応した農業生産を促進
- かごしまブランド產品の価値(安心・安全、定時・定量・定質)を維持・向上
- 農畜産物が再生産可能となる生産体制の強化を促進
- 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進
- 6次産業化や、食品関連事業者との連携を契機とした新ビジネス展開を促進
- 加工原料用農畜産物の低コスト生産技術を普及
- 県内外の販路拡大につながる継続的な販売促進活動を展開
- 高附加価値產品(県の育成品種や希少性などの強みを有する產品)のブランド力向上
- 地理的表示保護制度等の積極的活用
- 農畜産物の迅速・低成本な輸送体制確立を促進
- 県内産農畜産物の輸出拡大に向け、輸出先の規制やニーズ等に対応しながら、生産体制や販売力を強化
- 観光産業、外食産業等との連携により、県内産農畜産物等の更なる活用を促進

10 生産性向上に関する施策

- 競争力に優れた品種開発や種畜造成、環境負荷低減技術、気候変動対応技術、スマート農業技術、食品加工・流通貯蔵技術の開発・普及
- 試験研究成果の知的財産を保護
- 地域農業全体の収益性の向上につながる普及指導活動を重点的かつ効果的に展開
- 病害虫の適時・的確な発生予察情報を提供し、まん延を防止
- 特殊病害虫の侵入警戒調査、侵入時の迅速・的確な防除対策の実施
- 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を目的として、飼養衛生管理基準の遵守を徹底

11 農業災害防止等に関する施策

- ため池、排水施設、海岸保全施設等の整備、管理者への技術的支援
- 被災者支援に向けた制度資金の円滑な融通、農業保険への加入を促進
- 桜島等の降灰被害防止・軽減のため、被覆・洗浄施設等の整備を促進

12 農村振興に関する施策

- 農村集落と農村外部の多様な人材・団体とが連携した農村づくりの推進
- 中山間地域の特性を生かした農業経営や実情に応じた基盤整備を推進
- 離島の地理的・自然的特性や創意工夫を生かした農業の展開を促進
- 集落内外の多様な組織や農村との関わりを持つ者等の参画及び活動組織等の広域化を推進
- 農福連携に対する理解促進や、専門人材の育成等を推進
- 鳥獣による農作物の被害防止対策として、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の三つの取組を総合的かつ一体的に推進
- ジビエの認知度向上と消費拡大を推進

第3,4 目標、目標年次

【基本方針の期間】令和8年度から令和17年度まで

(別紙参照)